

国の利害に関係のある争訟等への対応に関する関係府省庁連絡会議幹事会の
構成員の指名について

平成 27 年 5 月 27 日
国の利害に関係のある争訟等への対応に関する
関係府省庁連絡会議議長決定
平成 28 年 9 月 6 日
一部改正
平成 30 年 7 月 18 日
一部改正

国の利害に関係のある争訟等への対応に関する関係府省庁連絡会議の開催について
(平成27年5月27日関係府省庁申合せ) 第3項の規定に基づき、国の利害に関係のある
争訟等への対応に関する関係府省庁連絡会議幹事会の構成員を、次のとおり指名する。

議長	内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）
副議長	法務省訟務局訟務企画課長
構成員	人事院事務総局企画法制課長
	復興庁参事官
	内閣府大臣官房総務課長
	宮内庁長官官房秘書課長
	公正取引委員会事務総局官房総務課長
	警察庁長官官房人事課監察官
	金融庁総合政策局総務課長
	消費者庁参事官
	総務省大臣官房総務課長
	外務省大臣官房総務課長
	財務省大臣官房参事官
	文部科学省大臣官房総務課長
	厚生労働省大臣官房総務課長
	農林水産省大臣官房文書課長
	経済産業省大臣官房総務課長
	国土交通省大臣官房総務課長
	環境省大臣官房総務課長
	原子力規制庁長官官房総務課長
	防衛省大臣官房訟務管理官